

- ごあいさつと平成18年度事業報告 理事長 尾崎英俊/役員並びに各委員会委員紹介
- 平成18年度歳入歳出決算書
- 国保組合からのお知らせ ○被保険者証が更新されます ○平成20年4月から医療保険制度が変わります他
- 平成19年度保健事業 第2弾 緑がいっぱい!! “生田緑地ハイキング”



ごあいさつと平成18年度事業報告

神奈川県薬剤師国民健康保険組合
 理事長 尾崎 英俊

去る7月28日神奈川県総合薬事保健センターで開催された第96回組合会で役員改選が行われ、この8月から引き続き理事長に就任させていただきました尾崎でございます。よろしくお願ひ致します。

今回選任された役員の方並びに各委員会の委員の方については、下記にご紹介させていただいておりますので私ともどもよろしくお願ひ致します。

今回の役員改選は、本組合創立以来初の選挙による選任となり、組合会議員の先生方の関心も高く37名中32名が出席され、投票前には熱のこもった議論が交わされました。今回の選挙を通じて感じましたことは、これを契機に本組合の事業等に対しましても積極的に関心をもつていただき、年2回開催される組合会が形骸化されず全員参加で自由闊達な発言をしていただく場になって欲しいと感じました。

さて、今回の組合会では平成18年度の①事業報告②歳入歳出決算③決算剰余金処分についての議案がそれぞれ議決されました。

平成18年度に実施した事業の概略をご報告させていただきます。

先ず、平成7年度から11年間実施してまいりました支部厚生事業助成金を廃止し、その財源を保健事業のうち特に疾病予防のための健康診査の事業に充当しました。

その他、保険給付では葬祭費と傷病手当金等の支給金額の引き上げを行いました。

また、4年目となるウォーク事業は、昨年10月1日(日)に「三浦半島半日ウォーク 観音崎コース」を実施し、あいにくの小雨模様にも拘らず57名の参加者全員が約9キロの東京湾沿いの道程を完歩し気持ちの良い汗を流しました。

その他、全般的には第94回組合会で議決されました事業計画がほぼ達成出来たことは皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝しております。

時節柄ご自愛下さいませようお祈り申し上げ就任のごあいさつと事業報告に代えさせていただきます。

役員並びに各委員会委員

任期 自平成19年8月1日 至平成21年3月31日

役員

理事長	尾崎 英俊	常務理事	加藤 洋	理事	村上 榮司	理事	山本 哲朗
理事	野崎 芳雄	理事	信近 理恵	理事	市川 洋一	理事	内田 康夫
理事	高橋 洋一	理事	山村 真一	理事	加藤 久幸		
監事	竹内 貞行	監事	飯田 三郎				

国保問題特別検討委員会

委員	山本 哲朗	委員	野崎 芳雄	委員	市川 洋一	委員	山村 真一
委員	加藤 久幸	委員	水谷 準	委員	塩田 修司		
オブザーバー	尾崎 英俊	オブザーバー	加藤 洋				

保健事業実行委員会

委員	村上 榮司	委員	内田 康夫	委員	鶴岡 秀一	委員	信近 理恵
委員	高橋 洋一	委員	石井 理美	オブザーバー	尾崎 英俊	オブザーバー	加藤 洋



平成18年度 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	金額
1 国民健康保険料	702,526,000
2 使用料及び手数料	3,200
3 国庫支出金	245,222,245
4 県支出金	6,348,000
5 市支出金	741,000
6 共同事業交付金	4,467,000
7 財産収入	677,740
8 繰越金	411,770,004
9 諸収入	1,611,028
歳入合計	1,373,366,217

歳出

(単位：円)

款	金額
1 組合会費	1,274,825
2 総務費	61,316,471
3 保険給付費	530,695,571
4 老人保健拠出金	233,124,384
5 介護納付金	84,368,801
6 共同事業拠出金	8,276,000
7 保健事業費	19,211,153
8 積立金	2,677,740
9 諸支出金	685,000
10 予備費	0
歳出合計	941,629,945

●平成18年度歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	1,373,366,217
歳出決算額	941,629,945
歳入歳出差引額	431,736,272

●平成18年度剰余金処分

(単位：円)

次年度繰越金	431,736,272
--------	-------------

……国保組合からのお知らせ……

被保険者証が更新されます

平成19年10月1日付けで被保険者証(保険証)が更新されます。新しい保険証はレモン色で9月下旬に郵送いたします。

【お願い】 次のような場合は、届出が必要になります。

- 修学のために親元を離れ他の住所に住民票を移している場合
- 引越し、地番変更等で住所が変わった場合

【後期高齢者医療制度と保険証の有効期限について】

- 薬剤師国保の組合員の方が、75歳になると、その家族の方全員が薬剤師国保の被保険者資格を喪失します。よって、平成21年9月30日までに75歳になる方、およびその家族の方は平成19年10月1日付け更新の保険証の有効期限が生年月日により異なります。
- 生年月日が昭和8年3月31日以前の方と、65歳以上で一定の障害があり、現在老人保健医療を受けている方は、平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」の対象となります。
(薬剤師国保の被保険者証の有効期限は家族の方も含め、平成20年3月31日までとなります。)